

国海查第 375 号の 2
令和 8 年 1 月 8 日

関係団体 代表等 各位

国土交通省 海事局
検査測度課長 池田 隆之
(公印省略)

令和 7 年 1 月 24 日付け国海查第 360 号の 2 「船舶検査の方法の一部改正について（通知）」の一部訂正について

令和 7 年 1 月 24 日付け国海查第 360 号の 2 にて、船舶検査の方法の一部改正を通知しましたが、同通達の一部（備考欄の IMO サーキュラーの番号）を別添のとおり訂正しますので通知します。

○ 船舶検査の方法（平成 9 年 6 月 16 日付け海検第 40 号）一部改正 新旧対照表（案）

（傍線の部分は部分改正箇所、二重傍線の部分は全改正箇所）

改正後	改正前	備考
B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 第 1 章 第 1 回定期検査等 1.1～1.6（略） 1.7 一般設備 1.7.1～1.7.4（略） 1.7.5 航海用具 1.7.5-1～1.7.5-19（略） <u>1.7.5-19-2. 電子傾斜計(設備規程 146-27-2、用具告示 22-2)</u> <u>次の検査を行う。</u> <u>(1)自己診断機能により機能が正常なことを確かめる。</u> <u>(2)磁気コンパスに対し、その電子傾斜計に示されている安全距離が保たれていることを確かめる。</u> 1.7.5-20～1.7.5-30（略） 1.7.5-31. 監視装置(設備規程 146-46、用具告示 36) <u>次の検査を行う。</u> <u>(1)作動試験を行う。</u> <u>(2)映像を録画し、かつ、記録した映像を再生することができる</u> ることを確かめる。 1.7.5-32～1.7.5-35（略） 1.7.6 復原性計算機等 1.7.6-1.（略） <u>1.7.6-2. 旅客船の損傷時復原性に関する事項を計算するこ</u>	B 編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査 第 1 章 第 1 回定期検査等 1.1～1.6（略） 1.7 一般設備 1.7.1～1.7.4（略） 1.7.5 航海用具 1.7.5-1～1.7.5-19（略） (新設) (新設) (新設) 1.7.5-20～1.7.5-30（略） 1.7.5-31. 監視装置(設備規程 146-46、用具告示 36) (新設) 作動試験を行う。 (新設) 1.7.5-32～1.7.5-35（略） 1.7.6 復原性計算機等 1.7.6-1.（略） (新設)	省令等改正 省令等改正 明確化

改正後	改正前	備考
<p><u>とができる復原性計算機（区画規程 102 参照）</u></p> <p><u>正常に機能することを確認する。陸上支援を受ける場合に</u></p> <p><u>あっては、陸上において行われる損傷時の復原性に関する事</u></p> <p><u>項の計算の結果を速やかに利用することができる状態であ</u></p> <p><u>ることを確認する。</u></p>		
1.7.7 荷役その他の作業の設備	1.7.7 荷役その他の作業の設備	
<p>1.7.7-1. 揚貨装置、<u>ワインチ（アンカーハンドリングワインチを含む）</u>の性能試験は、附属書 E-5.1 及び 5.2 の定めるところによる。(設備規程第 5 編第 1 章参照)</p>	<p>1.7.7-1. 揚貨装置の性能試験は、附属書 E-5.1 及び 5.2 の定めるところによる。(設備規程第 5 編第 1 章参照)</p>	
1.7.7-2.～1.7.7-3. (略)	1.7.7-2.～1.7.7-3. (略)	
1.7.8 (略)	1.7.8 (略)	
1.8 (略)	1.8 (略)	
1.9 消防設備	1.9 消防設備	
1.9.1～1.9.15 (略)	1.9.1～1.9.15 (略)	
1.9.16 火災探知装置(消防設備規則 <u>50.1</u> 、51.2 及び消防告示 34 参照)	1.9.16 火災探知装置(消防設備規則 <u>51.2</u> 及び消防告示 34 参照)	明確化
1.9.16-1～1.9.16-6 (略)	1.9.16-1～1.9.16-6 (略)	
1.9.17～1.19.18 (略)	1.9.17～1.19.18 (略)	
第 2 章 定期的検査等	第 2 章 定期的検査等	
2.1～2.5 (略)	2.1～2.5 (略)	
2.6 一般設備	2.6 一般設備	

改正後					改正前					備考
検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	検査項目	定期	1 中	2 中	3 中	
2.6.1 ~ 2.6.3 (略)					2.6.1 ~ 2.6.3 (略)					
2.6.4 航海用具					2.6.4 航海用具					
2.6.4-1~17 (略)					2.6.4-1~17 (略)					
2.6.4-17-2. 電子傾斜計 次の検査を行う。					(新設)					
(1) 自己診断機能により機能が正常なことを確かめる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(新設)					
(2) 電子傾斜計に対して安全距離が保たれていることを確かめる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		(新設)					
2.6.4-18.~2.6.4-22.					2.6.4-18.~2.6.4-22.					
2.6.4-23. 次の装置について、作動試験を行う。					2.6.4-23. 次の装置について、作動試験を行う。					
(1)~(8) (略)					(1)~(8) (略)					
(9) 監視装置 <u>(録画・再生機能の作動確認を含む。)</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	A		(9) 監視装置	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	A		
(10)~(11) (略)					(10)~(11) (略)					
2.6.4-24. (略)					2.6.4-24. (略)					
2.6.5 復原性計算機等					2.6.5 復原性計算機等					
2.6.5-1~2.6.5-2 (略)					2.6.5-1~2.6.5-2 (略)					
2.6.5-3 旅客船の損傷時復原性に関する <u>(新設)</u>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								

省令等改正

省令等改正

改正後	改正前				備考
<u>る事項を計算することができる復原性計算機</u> <u>正常に機能することを確認する。陸上支援を受ける場合にあっては、陸上において行われる損傷時の復原性に関する事項の計算の結果を速やかに利用することができる状態であることを確認する。</u>					明確化
2.6.6 荷役その他の作業の設備					
2.6.6-1. 揚貨装置					
(1)～(3) (略)					
(4) <u>設備規程第 169 条の 6 に規定する荷重試験を行う。ただし、国際航海に従事しない船舶については、外観等が良好と認められる場合には、本試験を省略しても差し支えない。</u>	○ *1	○ *1, 2			
*1 <u>2026 年 1 月 1 日以降に初めて行う定期的検査で実施した荷重試験後、5 年後の定期的検査の時期ごとに荷重試験を実施すること。</u>					
*2 <u>旅客船に限る。</u>					
-2. <u>アンカーハンドリングウインチ</u>					

改正後				改正前				備考
<u>(1)外観検査を行う。</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					MSC.1/Circ1662
<u>(2)作動試験を行う。</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
<u>(3)警報装置の効力試験を行う。</u>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					
<u>-3. (略)</u>				<u>-2. (略)</u>				
<u>-4. (略)</u>				<u>-3. (略)</u>				
附屬書 E 設備の検査に関する附屬書				附屬書 E 設備の検査に関する附屬書				
1. ~ 3. (略)				1. ~ 3. (略)				
4. 航海用具				4. 航海用具				
4.1.1 ~4.1.19 (略)				4.1.1 ~4.1.19 (略)				
<u>4.1.19-2 電子傾斜計 (用具告示 22-2)</u>				<u>(新設)</u>				
4.1.20 ~4.2 (略)				4.1.20 ~4.2 (略)				
5. 荷役その他の作業の設備(設備規程第 5 編第 1 章参照)				5. 荷役その他の作業の設備(設備規程第 5 編第 1 章参照)				
5.1~5.2 (略)				5.1~5.2 (略)				
<u>5.3 アンカーハンドリングワインチ</u>				<u>(新設)</u>				
<u>(1) 運転試験</u>				<u>(新設)</u>				MSC.1/Circ1662
<u>ドラム荷重でワインチ及びその操作装置が全動作範囲において正常に作動することを確認する。</u>								

改正後	改正前	備考
<p><u>(2) ウインチシステムの機能試験</u> <u>静的ボラードプル力試験及びブレーキ試験を行う。ただし、試験によりブレーキ保持力を検証することが不可能な場合は、計算により検証することができる。</u></p> <p><u>(3) 荷重試験</u> <u>最大ライン引張力を上回る荷重により荷重試験を行う。また、過負荷時に発する可視可聴警報装置の効力試験を行う。</u></p> <p><u>(4) 非常用錨離脱装置試験</u> <u>ワイヤを陸上の強固な固定点、海底のアンカー又は同様の装置に取り付けた状態で実施する。緊急離脱後の残留ブレーキ保持力を試験により確認する。</u></p>		
<p>附屬書 F 整備基準等</p> <p>1. ~ 21. (略)</p> <p>22. 救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に対する要件(決議 MSC.402(96)附屬書)</p> <p>22 1~5 (略)</p> <p>6 点検、保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理の具体的な手順</p> <p>6.~6.2.2 (略)</p> <p>6.2.3 (略)</p> <p>6.2.3.1~6.2.3.9 (略)</p>	<p>附屬書 F 整備標準等</p> <p>1. ~ 21. (略)</p> <p>22. 救命艇、救助艇、進水装置及び離脱装置の保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理に対する要件(決議 MSC.402(96)附屬書)</p> <p>22 1~5 (略)</p> <p>6 点検、保守、詳細検査、作動試験、オーバーホール及び修理の具体的な手順</p> <p>6.~6.2.2 (略)</p> <p>6.2.3 (略)</p> <p>6.2.3.1~6.2.3.9 (略)</p>	

改正後	改正前	備考
6.2.3.10 換気装置(取り付けられている場合) 23. (略)	(新設) 23. (略)	MSC.559(108)